

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B病院における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月26日から同年4月1日まで

年金の裁定請求を行うため、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間当時に勤務していたA法人C病院（当時の厚生年金保険の適用事業所名は、A法人B病院）に係る加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A法人C病院に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA法人C病院の給与計算を行っていたとみられるB法人D病院から提出された給与所得の源泉徴収票（写）及び申立人が所持する永年勤続表彰等に関する通知書（写）により、申立人が、当時、A法人C病院に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、B法人D病院から提出された賃金台帳（写）、給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（写）及び控除保険料額表（写）により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳（写）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としているが、雇用保険においても昭和48年3月25日にA法人C病院を離職した記録があり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年3月26日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（22万5,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（45万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（36万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた貸金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（80万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた貸金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（22万5,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた貸金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（30万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（21万7,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（22万5,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた貸金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（21万7,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（41万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

A事業所は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険事務所に保険料を納付していなかった。

その後、同事業所は、このことに気づき、社会保険事務所に保険料を納付しようとしたが、時効により納付することができなかった。

このため、控除された上記保険料が年金給付額に反映されるよう申立期間に係る標準賞与について、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管していた賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（41万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月10日の標準賞与額（41万2,000円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月22日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月21日から同年9月22日まで

昭和39年5月にA事業所に入社し、途中、B事業所に転勤を命ぜられ、その後、C事業所に移ったが、平成12年3月まで、正社員として継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録によると、昭和46年8月21日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年9月22日に同社の関連事業所であるB事業所において被保険者資格を取得していることとなっている（現在、A事業所及びB事業所は、D事業所（旧C事業所）に統合されている。）。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所から提出された申立人に係る労働者名簿、転勤退職実務連絡表、回答書及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和39年5月4日から平成12年3月30日まで継続して勤務（昭和46年9月21日にA事業所から同事業所の関連事業所であるB事業所に転勤）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から43年3月まで

昭和40年12月に、結婚のためA県B市からC県D町（現在はE町）に転居後、時期は定かではないが、町役場職員が国民年金保険料の集金に来たので、同町転居後に未納となっていた保険料（4万円ないし5万円程度）を、夫が一括納付し、それ以後、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付するようになった。

その後、時期は定かではないが、上記の町役場職員が、再度、集金に来て、B市に居住していた当時の国民年金保険料が未納となっていると言うので、夫が、保険料（納付額は不明）を一括納付するとともに、ほかに未納期間が無いことを町役場職員に確認した。

このため、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に払い出されており、申立人は、このころに37年4月にさかのぼって国民年金に加入したことが確認できるが、その後、40年10月1日に被保険者資格を喪失してから43年4月1日に再取得するまでの申立期間については、国民年金に加入していないことから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を一括納付した時期について、定かでないとしているが、E町が保管する旧D町の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫が、D町転居後における申立人の保険料を一

括納付した時期は昭和 44 年 11 月と推認されるどころ、仮に、申立期間に国民年金に加入していたとしても、この時点では、申立期間の一部（昭和 40 年 10 月から 42 年 9 月まで）に係る保険料を時効により納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立人が D 町に転居後に未納となっていた国民年金保険料 4 万円ないし 5 万円程度を一括納付したと供述しているところ、申立人が昭和 44 年 11 月の一括納付時点までに同町に居住していたことが戸籍附票により確認できる期間（昭和 41 年 3 月から 44 年 11 月まで）の保険料額は 8,550 円となり、申立人の主張する納付額と大きく相違している。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 6 月まで
昭和 62 年 5 月に結婚するまでは国民年金に加入していなかったが、同年 8 月ごろに、社会保険事務所に出向き、過去に未納としていた国民年金保険料の一部を納付し、その後、数回に分割して納付書により銀行で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人に係る同台帳は昭和 62 年 8 月 13 日に作成されており、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和 62 年 10 月から 63 年 4 月までに、申立期間直後の 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を 3 か月分ずつ 7 回に分割して納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効となっていなかった期間の保険料を過年度納付したものと推認され、申立人が保険料の納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 2 月 26 日まで

昨年、社会保険事務所からの連絡により、取締役として勤務した A 事業所における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が改ざんされていることが分かった。

A 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった直後の平成 5 年 3 月ころに社会保険事務所に呼び出された際、同年 1 月分の厚生年金保険料が未納になっているという話はあったが、私の標準報酬月額を引き下げることに同意していない。

このため、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び市県民税特別徴収税額通知書により、申立期間当時、申立人が、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者として、給与から社会保険庁の当初の記録に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 2 月 26 日）より後の平成 5 年 3 月 18 日付けで、4 年 3 月から 5 年 1 月までの 11 か月間における申立人の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する確認書（A 事業所の代表取締役を兼務する B 事業所代表取締役の氏名及び押印有り）によれば、上記減額訂正が行われた平成 5 年 3 月 18 日と同日付けで A 事業所に係る同年 1 月分の厚生年金保険料を同年 4 月 30 日までに現金により納付する旨記載されており、同事業所は、上記減額訂正によっても不足する滞納保険料を現金で納付する予定であったことが推認される上、申立人は、A 事業所に係る商業登記簿謄本により、

申立期間当時、同事業所の取締役であったことが確認できること、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときに勤務していた事務員は、「給与の計算については、私が行っていたが、その支払については、実質的な社長である申立人が行っていた。」と供述していることなどから、申立人は、担当取締役として当該減額訂正に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として標準報酬月額
の減額処理に関わっていながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間、給与が下がった記憶は無いにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額の記録が下がっていることが分かった。

このため、A事業所から厚生年金保険の関係書類を入手したところ、申立期間について同社が算定した標準報酬月額が間違っていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合うものとなるよう標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（写）によると、申立人の主張どおり、同事業所が、誤って実際の給与支給額に見合う標準報酬月額（19万円）よりも低い額（14万2,000円）を申立人の標準報酬月額として社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、上記の算定基礎届によりA事業所から届出された標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致しているとともに、同事業所は、厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料を廃棄しており、申立人も給与明細書を所持していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、申立期間におけるA事業所の経理担当従業員4人のうち、申立期間における厚生年金保険料の控除額について記憶している1人は、「社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき算定した厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 31 年 10 月 1 日まで
昭和 30 年 3 月に中学卒業後、同年 4 月 10 日から 32 年 9 月 1 日まで継続して A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたので、申立期間の記録が欠落しているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、同事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、B 事業所の人事担当者は、「申立期間当時の担当者から、当時は 3 か月から 1 年間程度の見習期間があり、見習期間を経過した後、正社員となった時点で社会保険に加入させていたと聞いている。」と証言している上、申立期間当時、A 事業所に勤務していたとする複数の同僚も、「採用から 1 年間程度は見習期間があった。」と証言しており、申立人についても、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、B 事業所は、「今までに 4 回の会社移転があったため、申立期間当時の資料は無く、申立人の在籍や保険料控除について確認できない。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から22年6月1日まで
昭和21年1月からA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、同事業所での厚生年金保険の加入日が22年6月1日とされている。
給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同僚の証言から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A事業所において、申立期間当時、申立人が勤務していた現場の責任者であったとする申立人の父親及び父親の後任として現場の責任者であった者は既に死亡している上、B事業所は、「申立人の勤務実態や保険料控除については、当時の資料が無く、内容を確認できない。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年6月1日から23年12月15日まで加入していたことが確認できるものの、申立期間における申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月から 26 年 6 月 1 日まで
申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所に勤務していたことが確認できる複数の従業員から聴取しても、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得られず、申立人が当該期間に同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、B事業所は、「昭和 30 年以前の資料が無く、申立てどおりの届出を行ったかどうか、また、厚生年金保険料を控除したかどうかについては不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、上記の複数の従業員のうち二人は、「入社から厚生年金保険被保険者資格の取得までに、半年及び2年以上のずれがあった。」と述べている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 2 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 38 年 3 月 11 日から 43 年 2 月 29 日まで、A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人がA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録、同事業所の申立期間当時の上司及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 38 年 3 月 11 日から 43 年 2 月 29 日までに同事業所において厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を 3 回行っていることが確認できる。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A事業所は、申立人が昭和 42 年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を同年 6 月 21 日に行い、また、同年 4 月 1 日に同資格を取得した旨の届出を同年 9 月 8 日に行っており、同事業所の事業主からの届出がそれぞれ 5 か月程度遅延して行われていることが推認できるところ、同事業所を管轄する社会保険事務局は、「事業主から遅延して被保険者資格の取得及び喪失の届出等が行われた場合は、賃金台帳や出勤簿等により誤りのない届出であるかを確認して受理していたと思われる。」と述べており、同事業主が誤った届出を行った可能性は低いものと考えられる。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中には、申立人と同様に、同資格取得の届出が、遅延して同事業所の事業主から行われたと推認できる者が多数見受けられるところ、昭和42年5月2日に同事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得の届出が行われたと推認できる被保険者49人の中には、41年11月25日に被保険者資格を取得し、42年4月17日に同資格を喪失している者、また、同年2月1日に資格を取得し、同年同月28日に喪失している者など当該届出が行われた時点において、既に退職している者が確認でき、同事業主は、被保険者資格の取得及び喪失の届出について、社会保険事務所への提出時期は遅延しても、誤りのない届出を行っていたものと推認できる。

加えて、A事業所の当該期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料は残されておらず、上記の上司及び同僚から、申立人の厚生年金保険料が当時、事業主から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間③については、昭和43年2月29日に申立人がA事業所に勤務していたことを確認する資料が無く、証言も得ることができない上、上記健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同年4月1日に、申立人の被保険者資格喪失の届出が他の被保険者3人と併せて提出されていることが確認できるところ、同日に当該届出が提出された4人の同資格喪失日は、それぞれ相違しており、社会保険事務所が同事業所の事業主の届出どおりの記録を行ったものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月19日から39年4月14日まで

B事業所からA事業所、その後C事業所に一緒に移った妻は、A事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのと同時に、同事業所において被保険者資格を取得しているが、私のみが遅れて同資格を取得していることとなっており、納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年7月18日にB事業所を退職後、A事業所で厚生年金保険に加入した。」と主張しているところ、社会保険庁の記録によると、A事業所は昭和39年1月10日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人を除く3人の従業員が同日付けで同保険に加入していることが確認できる。

また、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される者に限られており、個人事業所の事業主は被保険者となることができないとされているところ、A事業所は、昭和39年1月当時、従業員5人未満の個人事業所であったことから、厚生年金保険の任意包括適用事業所として適用されていることが確認できる上、同事業所の元従業員の証言等から、申立人は同事業所の代表者であったと推認でき、同事業所が個人事業所から同年4月のC事業所に変更するまでの期間において、個人事業所の事業主たる申立人は厚生年金保険の被保険者となることができなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。